

社会福祉法人 鹿北福祉会 定 款

第1章 総 则

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行ふ。

（1）第一種社会福祉事業

特別養護老人ホーム秀楽苑の設置経営

（2）第二種社会福祉事業

（イ）老人デイサービス事業（秀楽苑デイサービスセンター）

（ロ）老人短期入所事業（短期入所生活施設秀楽苑）

（ハ）老人居宅介護等事業

（二）障害福祉サービス事業

（ホ）認知症対応型老人共同生活援助事業（秀楽苑グループホーム）

（ヘ）単独認知症対応型老人デイサービス事業（秀楽さん能登島デイサービス）

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人鹿北福祉会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上、及び事業経営の透明性の確保を図りもって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、日常生活、又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料、又は定額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を七尾市中島町鹿島台は部17番地3に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員を7名以上11名以内を置く。

- 2 在任する評議員の人数は理事の人数を超えることとする。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は当法人監事2名、当法人職員1名、外部委員1名の合計4名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての規程は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了時に退任した評議員の後任として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができます。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了、又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで期間において評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が200,000円を超えない範囲で、評議員会において、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会に議長を置く。
- 3 議長はその都度評議員の互選で定める。

(権限)

- 第10条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給基準
 - (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）並びに財産目録の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分
 - (8) 社会福祉充実計画の承認
 - (9) その他評議員会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第11条 評議員会は、定時評議員会として、毎会計年度終了後の3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第12条 評議員会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項、及び招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

- 第13条 評議員会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く、評議員の3分2以上に当る多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事、又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第13条第1項の決議を行わなければならない。理事、又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から、得票数の多い順に定数の範囲に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面、又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があつたものとみなす。

（議事録）

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は前項の議事録に署名、又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

（役員の定数）

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理 事 6名以上10名以内
- (2) 監 事 2名

- 2 理事のうち1名を理事長とする。

（役員の選任）

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

（理事の職務及び権限）

第17条 理事は、理事会を構成し法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表して、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第19条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終

- のものに関する定時評議員会の終結までとし、再任を妨げない。
- 2 任期満了前に退任した理事及び監事の後任として選任された、理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
 - 3 理事及び監事は、第15条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了、又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで理事及び監事の権利義務を有する。

(役員の解任)

第20条 理事及び監事が、次のいずれかに該当する時は、評議員会の決議により解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第21条 理事及び監事に対して評議員会において、別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除)

第22条 理事及び監事が任務を怠ったことによって生じた損害について、社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意で且つ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して、特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

(職員)

第23条 この法人に職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会において選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

- 2 理事会に議長を置く。

3 議長はその都度理事会の互選で定める。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。但し、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選任及び解職

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けた時、又は理事長に事故がある時は、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数の時は議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるるものに限る。）の全員が書面、又は電磁的記録により同意の意思表示をした時（監事が当該提案について異議を述べた時を除く。）は、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名、又は記名、押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び公益事業財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 定期預金 1, 000, 000円
- (2) 七尾市中島町鹿島台は部17番3 宅地 面積 11, 215.79 m²
- (3) 七尾市中島町鹿島台は部17番地3、22番地2
建物、鉄筋コンクリート瓦葺平屋建 3, 375.54 m²

附属建物、鉄骨造平屋建倉庫 30.00 m²

鉄骨造平屋建倉庫 39.00 m²

(4) 七尾市中島町鹿島台は部22番2 宅地 面積 1,586.24 m²

(5) 七尾市中島町鹿島台は部17番地3

建物、鉄骨造瓦葺平屋建 328.45 m²

7

(6) 七尾市中島町鹿島台は部17番地3、22番地2

建物 鉄筋コンクリート造瓦葺平屋建 3,870.14 m²

(7) 七尾市中島町鹿島台は部17番3の2

養護所 鉄筋コンクリート造平屋建 427.56 m²

車 庫 鉄骨造アルミニウム板葺平屋建 100.55 m²

3 運用財産は、基本財産及び公益事業財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第37条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとする時は、理事総数の3分の2以上の同意を得て、七尾市長の承認を得なければならない。

但し、次の各号に掲げる場合には七尾市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療

機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う、同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（強調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託銀行に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管する。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画及び収支予算書類については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、(1) (3) (4) (6) の書類については定時評議員会に提出し、(1) の書類についてはその内容を報告し、他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとする時は、理事総数の3分2以上の同意を得なければならない。

第七章 公益を目的とする事業

(種 別)

第37条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 訪問入浴介護事業（秀楽苑訪問入浴サービスセンター）
- (2) 居宅介護支援事業（秀楽苑居宅介護支援事務所）
- (3) 配食サービス受託事業
- (4) 介護予防受託事業
- (5) 訪問看護事業（秀楽苑訪問看護ステーション）

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第38条 前項の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業、又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるもに限る。）に充てるものとする。

第8章 解 散

(解 散)

第39条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 解散（合併、又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第41条 この定款を変更しようとする時は、評議員会の決議を得て、七尾市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るもの）を受けるなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る変更をした時は、遅延なくその旨を七尾市長に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、社会福祉法人鹿北福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞、又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第43条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。但し、この法人の成立後遅延なくこの定款に基づき役員の選任を行うものとする。

理 事 長 山 本 林 作
理 事 西 平 秀 夫
理 事 坂 本 評 四 方
理 事 播 摩 正 志
理 事 中 村 鼎 藏
理 事 山 崎 貢
理 事 堂 林 康

理 事 左 川 慎 一
理 事 辻 口 昇
理 事 辻 口 敦 子
理 事 内 田 一
理 事 北 川 忠 夫
理 事 堂 上 常 雄
理 事 善 道
理 事 室 木 健
監 事 竹 内 庄 真
監 事 川 田 惣 次 郎

この定款は

定款第17条第2項第2号を加える	(昭和63年10月27日 一部変更)
定款第11条第2項第3号を加える	(平成元年 5月25日 一部変更)
定款第 3条第1項事務所の所在地の変更	(平成元年 8月10日 一部変更)
定款第11条第2項第2号の地目、面積の変更	(平成 2年12月25日 一部変更)
定款第 1条 2条 3条 4条 5条 7条 8条 11条 12条 16条 17条 20条 22条 を 一部改正する	(平成 3年12月21日 一部変更)
定款第 1条第2号を一部改正する	(平成 4年 3月 5日 一部変更)
定款第11条第2項第2号面積の変更	(平成 4年 6月22日 一部変更)
定款第 4条第4項 第5条第3項、第4項第6項第7項、第9条、第16条の変更	(平成 6年 3月29日 一部変更)
定款第12条第2項第3号第4号の変更	(平成 7年12月21日 一部変更)
定款第 9条第2項を加え、同条3項を一部改正	
定款第17条第2項第18条の2（会計処理の基準）を加える	(平成 9年 5月26日 一部変更)
定款第 1条第1項第2号、第12条第1項第3項の変更4号を加える	
定款第 4章、第20条に公益事業を加える	(平成12年 3月27日 一部変更)
定款第20条第1項に第6号を加える	(平成13年 3月21日 一部変更)
定款第 1条から第33条定款準則の改定に伴う変更	(平成13年 5月28日 変更)
定款第 1条第1項第2号、第7条第1項第2項、第9条、第11条第2項、第13条、第15条 第18条第4項を一部改正する	(平成13年11月 5日 一部変更)
定款第 1条第1項第2号、第11条第3項、第25条を一部改正する	
	(平成14年 3月28日 一部変更)
定款第18条第2項に第5号を加える	(平成14年12月 6日 一部変更)
定款第 1条第2項に（二）を加え（二）を（ホ）に変更する	
	(平成15年 3月17日 一部変更)
定款第 1条、第4条、第7条第1項第2項、第12条第2項、第18条第2項（2）（3） (4) (5) 第19条、第22条、第23条、第26条、第29条、第30条、第31条、32条 について一部改正する	(平成16年 8月25日 一部変更)
定款第27条（4）を一部改正し（7）を加える	(平成17年 5月26日 一部変更)
定款第 1条（2）の（ほ）第5条を一部変更する	(平成17年12月19日 一部変更)

定款第3条、第9条、第19条を一部改正する
定款第1条(2)に(へ)を加える (平成18年3月9日一部変更)
定款第3条、第9条、第14条第2項、第19条を一部改正、第19条に(1)(2)
を加える (平成18年3月15日一部変更)
定款第32条を一部改正する (平成21年3月19日一部変更)
定款第1条(2)の(ニ)を変更する (平成21年12月22日一部変更)
定款第27条(4)を削除し(5)(6)(7)を(4)(5)(6)に
変更する (平成25年3月27日一部変更)
定款第11条第2項、第19条、第30条、第31条第1項第2項を一部改正する
(平成25年5月28日一部変更)

この定款は社会福祉法人制度改革により全面改正して、平成29年4月1日より
適用する

定款第5条第2項を加える
定款第6章と第29条の間に(資産の区分)を加えへ、第29条第3項を一部変更する
定款第41条第1項を一部変更する
(平成29年3月28日一部変更)
定款第37条(6)を削除する (令和2年6月11日一部変更)